

【概要版】男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）（素案）

プラン策定の趣旨

- 平成11年（1999年）に「男女共同参画都市」を宣言。これまで「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきました。社会全体ではアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の構造的な問題等が依然として根強く残っており、また、性別に起因する権利侵害等、多くの課題が残されています。
- 令和5年（2023年）4月1日に施行した「男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって男女共同参画社会の実現をより一層加速化していくために、重点を絞った計画とします。

基本目標：人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして

重点目標1

【素案 19～27頁】

あらゆる分野において男女が共に参画しよう

課題1

- 様々な分野で活躍する女性が増加しているが、分野での偏りが男女共に見られる。
- 方針・意思決定の場への女性の参画は十分とは言えない状況である。

取組の方向性1

- 1-1 働く場等における男女共同参画の推進
 - (1)：女性が社会で活躍するための支援
 - (2)：ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進
 - (3)：性別にとらわれない職業選択
- 1-2 意思決定過程への女性の参画拡大
 - (1)：意思決定過程への女性の登用促進

重点目標2

【素案 28～36頁】

社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

課題2

- 世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因として、「性別による固定的な役割分担意識」が残っている。
- 意識が変わっても組織に制度・慣行が残っていると、周囲に合わせてしまう同調圧力などにより、個人が発言・行動ができないことが考えられる。

取組の方向性2

- 2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革
 - (1)：組織単位での意識啓発
 - (2)：子どもへの意識啓発
 - (3)：大人への意識啓発
- 2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し
 - (1)：職場・地域等における環境づくり

重点目標3

【素案 37～52頁】

DVや性暴力などを根絶しよう

課題3

- DV、性犯罪や性暴力などは、「男女共同参画社会の実現を阻害する要因」でもあり、重大な人権侵害である。

DVは被害者であることを自覚しないまま周囲が気づかないまま深刻化してしまう。

性暴力については、周囲に相談しづらく一人で抱え込んでしまう。
- 性暴力等の性的被害のほか、それらに起因した予期せぬ妊娠や、不安定な就労状況、経済的困難等、困難を抱える女性等の支援強化が必要である。

取組の方向性3

- 3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶
 - (1)：孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組
 - (2)：様々な相談メニューの実施
 - (3)：関係機関と連携した切れ目のない支援
 - (4)：被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発
- 3-2 困難を抱える女性等への支援
 - (1)：孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組
 - (2)：様々な相談メニューの実施
 - (3)：関係機関と連携した切れ目のない支援
 - (4)：安全・安心な暮らしのための意識啓発